

令和6年度行政事業レビュー 公開プロセス対象事業リスト

府省名	外務省	公開プロセス開催日		6月6日(木)				
令和5年度 事業番号	事業名	令和5年度 補正後予算額 (単位:百万 円)	令和6年度 当初予算額 (単位:百万 円)	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考
296	独立行政法人国際協力機構 運営費交付金(科学技術協 力事業)	173,274の内 数	147,413の内 数	イ 事業の規模が大きく、又は政策の 優先度の高いもの	国際協力機構(JICA)は、環境・エネルギー、 生物資源、防災及び感染症等の地球規模課 題の解決に繋がる新たな知見の獲得及びそ の成果の将来的な社会実装を目指し、我が 国の研究機関と開発途上国の研究機関とが 協力して国際共同研究を推進する本事業を 行っている。本事業の実施により、日本と開 発途上国との国際科学技術協力の強化、新 たな知見や技術の獲得及びイノベーションの 創出、並びに開発途上国政府や途上国人材 のキャパシティ・ディベロップメントが期待され る。	令和5年に改定された開発協力大綱において、効果的・効率的な開発 協力の実施のため、多様なアクターとの連携が重要とされていると ころ、本事業は、大学等教育機関、地方自治体、民間企業等との連携が 見込まれるため。また、 気候変動をはじめ地球規模課題が顕在化する中で、科学技術を用いて 課題解決を図る科学技術協力事業の重要度は年々増しており、今後も 長期的な取組が見込まれる。他方で、2008年度に本事業の中核を成す 地球規模課題対応 国際科学技術協力プログラム(SATREPS)が開始 されて以降、行政事業レビューにおいて点検された機会がない。今後、 本事業によって更なる開発インパクトを生むため、公開点検を行うこと は有意義であると考え。	(1)国際秩序が転換点を迎える中で、どのような政策的意義があるか。本 事業は、我が国にどのように裨益するか。科学技術外交との関係。 (2)EBPMの観点から事業の質を上げていくためにはどのような改善が可 能か。具体的には、事業の必要性、効率性に加えて、有効性も考慮に入 れた上で、アウトカムが適切に設定され、成果目標に照らした点検が行わ れているか。	
288	在外邦人保護のための緊急 事態対応	301	324	カ その他公開の場で外部の視点によ る点検を行うことが有効と判断されるも の	海外で緊急事態が発生した際に邦人の安全 確保や退避を適切かつ効率的に行うため、無 線機、安否確認SMSの整備、緊急物資の備 蓄、緊急事態発生時のチャーター機等の借り 上げ、在外邦人の安全に係る訓練への参加、 テロ・誘拐対策実地訓練、専門的な助言・情 報の取得等により支援体制・基盤の強化を図 る。	在外邦人の安全確保については、政情不安に伴う軍事衝突等に加え 自然災害等を対象としている。近年、実際に邦人退避に至る事案も複 数発生したことを踏まえ、こうした実績を踏まえた成果について外部の 視点による点検を行うことは有効と判断されるため。	(1)国際秩序が転換点を迎える中で、どのような政策的意義があるか。 (2)万一の場合に備えるという事業の性質上、EBPM的観点からの目標設 定には限界もあるところ、近年の実績を踏まえて事業の質を上げていくた めにはどのような改善が可能か。	
109	国際連合薬物・犯罪事務所 (UNODC)拠出金	2,410	44	イ 事業の規模が大きく、又は政策の 優先度の高いもの	法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序 の維持・強化の観点からインド太平洋地域を 主な対象としてUNODCが実施する違法薬物 対策、人身取引対策、犯罪防止、刑事司法、 テロ対策等の分野におけるプロジェクトに拠 出する。	一般的に、国際機関への拠出は、事業の実施主体が国際機関であり 我が国が直接事業を実施するものではないことに加え、情勢の変化や 他のドナー国の動向に左右される可能性があることから、EBPM的観点 からの点検には一定の困難さがある。 そうした中、本事業は、令和6年度の政策評価対象でもあるのに加え、 補正予算も含めて事業の規模が大きく、又は政策の優先度が高いと考え られるため。	(1)国際秩序が転換点を迎える中で、どのような政策的意義があるか。本 事業は、我が国にどのように裨益するか。 (2)EBPMの観点から事業の質を上げていくためにはどのような改善が可 能か。具体的には、事業の必要性、効率性に加えて、有効性も考慮に入 れた上で、アウトカムが適切に設定され、成果目標に照らした点検が行わ れているか。	

(注1)公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「〇月△日頃」等の大まかな記載で差し支えない。(注2)事業番号欄には、令和5年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

(注3)対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること。)

(注4)選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)①のア～カのいずれに該当するかについて記載する。

○「行政事業レビュー実施要領」(抄)

第2部3(1)①

ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの

イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

エ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

オ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数も可)

カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの